

## 目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

### 手数料等の諸経費について

- 当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- 当ファンドの購入時／換金時の申込手数料は交付目論見書に記載の料率が上限となり、ファンドにより異なります。ファンド毎の申込手数料は当社ウェブサイトのファンド詳細画面または注文画面をご覧ください。コールセンターまでお問い合わせください。
- お客様にご負担いただく申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、申込内容、保有期間等に応じて異なります。

### クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

## 1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

## 2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

### 3. その他

#### ■一部の外国籍投資信託における当社ウェブサイトおよび各交付書面の口数表示について

当社ウェブサイトおよび各交付書面において、ファンド名称の前に以下の記号のつくファンドの口数は、お客様が本来保有する口数に一定の倍率を乗じた値で表示されます。

##### ・ファンド名称の前に●がつくファンド

お客様が本来保有する口数の 100 倍の値を表示しています。

(例) 実際のお客様の保有口数が 100 口の場合、10,000 口と表示されます。

##### ・ファンド名称の前に◆がつくファンド

お客様が本来保有する口数の 1,000 倍の値を表示しています。

(例) 実際のお客様の保有口数が 100 口の場合、100,000 口と表示されます。

#### ■マネックス証券におけるファンド毎の手数料の上限

##### ・購入時申込手数料 最大 3.85% (税込)

本手数料率は、I F A が媒介する取引の場合に適用されます。

#### ■購入時における申込手数料の計算例

購入時における申込手数料は、購入金額（購入口数×1口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

申込手数料率 3.3% (税込) のファンドをご購入される場合

##### (例 1) 口数指定で購入する場合（円貨決済）

購入価額 10,000 円（1 万口あたり）で 100 万口ご購入いただく場合

申込手数料（税込）＝10,000 円×100 万口÷10,000 口×3.3%＝33,000 円となり、合計 1,033,000 円（税込）お支払いいただくことになります。

##### (例 2) 口数指定で購入する場合（外貨決済）

購入価額 10 米ドル（1 口あたり）で 1 万口ご購入いただく場合

申込手数料（税込）＝10 米ドル×1 万口÷1 口×3.3%＝3,300 米ドルとなり、合計 103,300 米ドル（税込）お支払いいただくことになります。

##### (例 3) 金額指定で購入する場合（[ ]内は外貨決済を選択した場合の例）

100 万円[10 万米ドル]の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく 100 万円[10 万米ドル]の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100 万円[10 万米ドル]全額がファンドの購入金額となるものではありません。

※上記は計算例となります。実際の申込手数料金額（税込）は端数処理等により上記の計算式で求めた結果と必ずしも一致しない場合があります。

#### 4. 当社の概要

- ・ 商号等 マネックス証券株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号
- ・ 本店所在地 〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
- ・ 設立 1999 年 5 月
- ・ 資本金 12,200 百万円
- ・ 主な事業 金融商品取引業
- ・ 加入協会 日本証券業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、  
一般社団法人 金融先物取引業協会、  
一般社団法人 日本暗号資産取引業協会、  
一般社団法人 日本投資顧問業協会
- ・ 指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
- ・ 連絡先 ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。  
お客様ダイヤル 0120-846-365（通話料無料）  
03-6737-1666（携帯電話・一部 IP 電話）  
ログイン ID と暗証番号をご用意ください。  
当社ウェブサイト ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力フォー  
ムからお問合せいただけます。

#### 当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

窓 口：お客様ダイヤル

電話番号：固定電話 0120-846-365（無料）

：携帯電話・一部 IP 電話 03-6737-1666（有料）

受付時間：8 時 00 分～17 時 00 分（平日）

#### 金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005

FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。

受付時間：月曜日～金曜日 9 時 00 分～17 時 00 分（祝日を除く）

以 上

（2021 年 8 月）

KTM\_TOUSHIN\_2.0

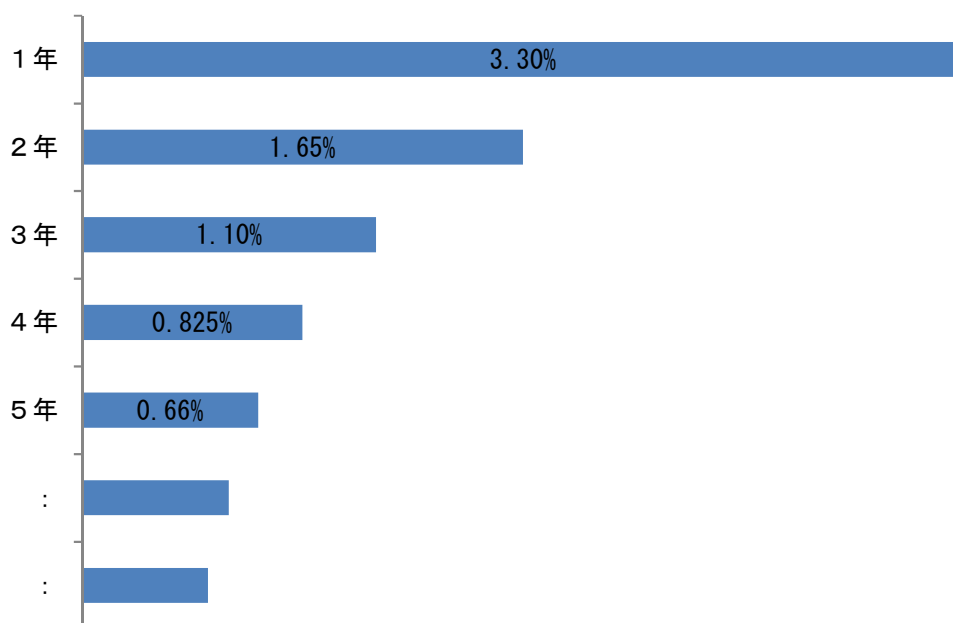
当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです。申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

## 申込手数料に関するご説明

■ 投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が3.3%（税込）の場合

【保有期間】                      【1年あたりのご負担率（税込）】



※投資信託によっては、申込手数料をいただくず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

（2021年8月）

# イーストスプリング・ インドネシア株式オープン

追加型投信／海外／株式



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- 本書（交付目論見書）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- 本書には投資信託約款の主な内容が含まれていますが、投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等につきましては、以下の委託会社の照会先までお問合せください。

＜委託会社＞ [ファンドの運用の指図を行う者]

**イーストスプリング・インベストメンツ株式会社** 金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第379号

ホームページアドレス <https://www.eastspring.co.jp/>

電話番号 03-5224-3400（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

＜受託会社＞ [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

**三井住友信託銀行株式会社**

| 商品分類    |        |                   | 属性区分                      |       |        |              |       |
|---------|--------|-------------------|---------------------------|-------|--------|--------------|-------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 投資対象資産                    | 決算頻度  | 投資対象地域 | 投資形態         | 為替ヘッジ |
| 追加型投信   | 海外     | 株式                | その他資産<br>(投資信託証券<br>(株式)) | 年 2 回 | アジア    | ファンド・オブ・ファンズ | なし    |

※商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)にてご覧いただけます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

- 本書により行う「イーストスプリング・インドネシア株式オープン」(以下「当ファンド」といいます。)の募集につきましては、委託会社は、金融商品取引法第 5 条の規定により有価証券届出書を 2022 年 2 月 9 日に関東財務局長に提出しており、2022 年 2 月 10 日にその届出の効力が生じております。
- 当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和 26 年法律第 198 号)に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- 投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます。販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、当該請求を行った旨をご自身で記録しておくようにしてください。

#### <委託会社の情報>

|                    |                           |
|--------------------|---------------------------|
| 委 託 会 社 名          | イーストスプリング・インベストメンツ株式会社    |
| 設 立 年 月 日          | 1999 年 12 月 1 日           |
| 資 本 金              | 649.5 百万円(2021 年 11 月末現在) |
| 運用する投資信託財産の合計純資産総額 | 3,756 億円(2021 年 11 月末現在)  |

# 1 ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

当ファンドは、主としてインドネシアの金融商品取引所に上場されている株式を主な投資対象とする投資信託証券に投資を行い、信託財産の成長を目指して運用を行います。

※本書において、投資信託または外国投資信託の受益証券および投資法人または外国投資法人の投資証券を「投資信託証券」といいます。

## ファンドの特色

### 1 インドネシアの金融商品取引所に上場されている株式を実質的な主要投資対象とします。

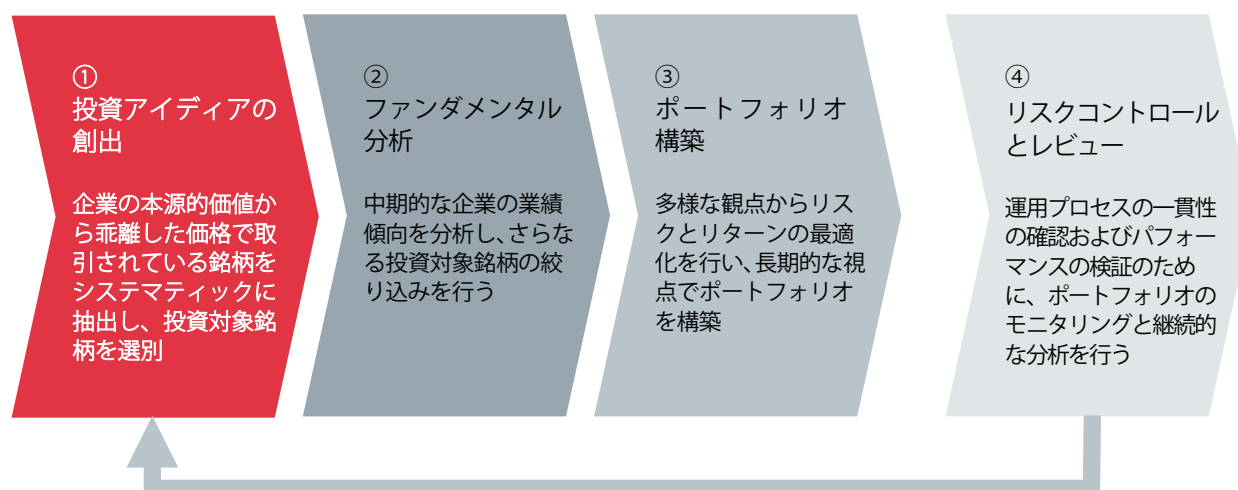
- ▶ ルクセンブルグ籍外国投資法人「イーストスプリング・インベストメンツ - インドネシア・エクイティ・ファンド クラスJ」（以下「インドネシア・エクイティ」ということがあります。）（米ドル建て）への投資を通じて、主としてインドネシアの金融商品取引所に上場されている株式を実質的な主要投資対象とします。

### 「インドネシア・エクイティ」の特徴

1. インドネシアの企業\*の株式または株式関連証券を主要投資対象とします。  
\*インドネシアで設立または上場している企業、インドネシアにおいて主に事業展開を行っている企業
2. 原則として、為替ヘッジは行いません。
3. イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドが運用を行います。
4. 企業の本質的な価値を重視したバリュー投資を基本とし、ボトムアップ・アプローチに基づく銘柄選択により、中長期的な超過収益の獲得を目指した運用を行います。

### < 運用プロセス >

個別企業の調査および分析に基づき、銘柄選択を重視した運用を行います。

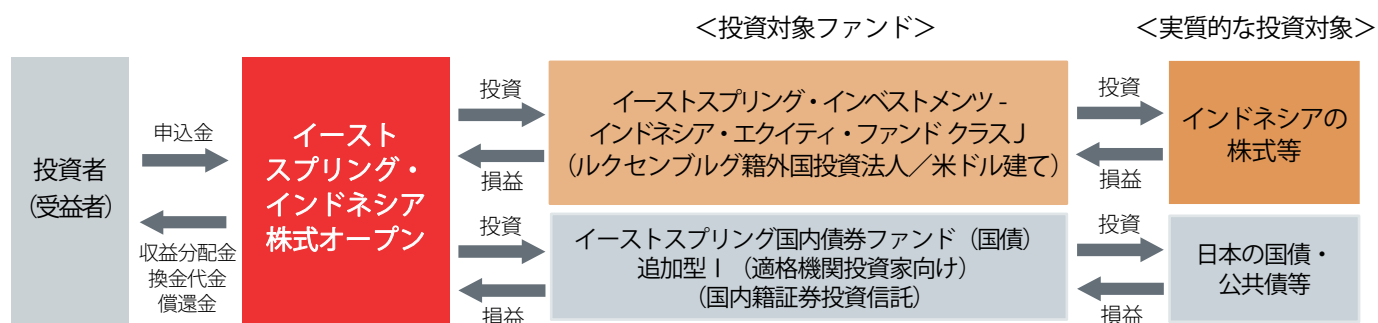


※上記の運用プロセスは今後変更される場合があります。

## 2 ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

### ファンドの仕組み

- ▶ 当ファンドは、複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。



- ※ 原則として「イーストスプリング・インベストメンツ - インドネシア・エクイティ・ファンド クラス」への投資比率を高位に保ちます。
- ※ ファンドは実質的にインドネシアの株式に投資するため、その基準価額は株式の値動きに加え、円対インドネシアルピアの為替相場の動きに影響を受けます。

### ＜追加的記載事項＞

以下の記載事項は、有価証券届出書提出日現在、委託会社が知り得る情報に基づいており、今後記載内容が変更される場合があります。

#### 投資対象ファンドの概要

|             |                                                    |                                   |
|-------------|----------------------------------------------------|-----------------------------------|
| フ ァ ン ド 名   | イーストスプリング・インベストメンツ - インドネシア・エクイティ・ファンド クラス         |                                   |
| 形 態         | ルクセンブルグ籍外国投資法人／オープン・エンド型                           |                                   |
| 表 示 通 貨     | 米ドル                                                |                                   |
| 主 な 投 資 対 象 | インドネシアの企業の株式または株式関連証券                              |                                   |
| ベ ン チ マ ー ク | MSCI Indonesia 10/40 Index (MSCIインドネシア 10/40指数) ※1 |                                   |
| ファンドの関係法人   | 運 用 会 社                                            | イーストスプリング・インベストメンツ (シンガポール) リミテッド |
|             | 管 理 会 社                                            | イーストスプリング・インベストメンツ (ルクセンブルグ) S.A. |
| 申 込 手 数 料   | ありません。                                             |                                   |
| 運 用 報 酬     | 年率0.225%                                           |                                   |
| 管 理 費 用 等   | 年率0.2%程度                                           |                                   |
| その他の費用・手数料  | 組入る有価証券の売買時に発生する売買委託手数料等がかかります。                    |                                   |
| 設 立 日       | 2007年7月2日                                          |                                   |
| 決 算 日       | 毎年12月31日                                           |                                   |

|             |                                          |                                   |
|-------------|------------------------------------------|-----------------------------------|
| フ ァ ン ド 名   | イーストスプリング国内債券ファンド (国債) 追加型 I (適格機関投資家向け) |                                   |
| 形 態         | 国内籍証券投資信託／適格機関投資家私募                      |                                   |
| 表 示 通 貨     | 日本円                                      |                                   |
| 主 な 投 資 対 象 | 日本の国債、政府保証債、地方債                          |                                   |
| ベ ン チ マ ー ク | ICE BofA 国債インデックス (1-10年債) ※2            |                                   |
| ファンドの関係法人   | 委 託 会 社                                  | イーストスプリング・インベストメンツ株式会社            |
|             | 投資顧問会社                                   | イーストスプリング・インベストメンツ (シンガポール) リミテッド |
|             | 受 託 会 社                                  | 三菱UFJ信託銀行株式会社                     |
| 申 込 手 数 料   | ありません。                                   |                                   |
| 信 託 報 酬     | 年率0.22% (税抜0.2%)                         |                                   |
| その他の費用・手数料  | 監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料等がかかります。             |                                   |
| 設 定 日       | 2002年8月26日                               |                                   |
| 決 算 日       | 毎年2月25日 (休業日の場合は翌営業日)                    |                                   |

※1 MSCI 指数は MSCI Inc.が算出している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI Inc.に帰属します。また MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

※2 ICE データ・サービスおよびその関連会社は、提供するインデックスデータに関してその継続性、正確性、完全性を保証するものではなく、当該データ提供に係り発生し得る損害についてもその事由の如何を問わず責任を負うものではありません。



### 3 イーストスプリング・インベストメンツの属するグループのネットワークを最大限活用します。

- ▶ 「インドネシア・エクイティ」の運用は、アジアにおける株式運用で実績のあるイーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドが行います。

#### 充実したアジアのネットワーク



(2021年11月末現在)

- ◆ イーストスプリング・インベストメンツの属するグループは、アジアにおける15の国や地域で生命保険および資産運用事業を展開しています。
- ◆ イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドの株式運用チームは、グループ内のアジア各国・地域の運用会社と連携して運用を行っています。

### 4 原則として、為替ヘッジは行いません。

- ▶ 実質的に組入れた外貨建資産について、原則として為替ヘッジは行いません。  
そのため、為替相場の変動の影響を受けることになります。

## 収益分配方針

- 原則として毎年5月12日および11月12日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等から、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。
- 分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## 主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## 2 投資リスク

### 基準価額の変動要因

投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主に値動きのある有価証券に投資するため、当ファンドの基準価額は投資する有価証券等の値動きによる影響を受け、変動します。また、外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクもあります。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

#### <基準価額の変動要因となる主なリスク>



##### 株価変動リスク

株式の価格は、内外の政治経済情勢、株式を発行する企業の業績および信用状況等の変化の影響を受け変動します。当ファンドは主に株式に実質的に投資を行いますので、基準価額は株価変動の影響を受けます。



##### 為替変動リスク

当ファンドは、実質的に組入れた外貨建資産について原則として為替ヘッジを行いませんので、為替レートの変動の影響を受けます。為替相場が円高方向に変動した場合には、基準価額の下落要因となります。



##### 信用リスク

有価証券の発行者の経営・財務状況やそれらに対する外部評価の悪化により、組入れた有価証券の価格が大きく下落し、基準価額の下落要因となる場合があります。



##### 流動性リスク

組入れた有価証券の市場規模が小さく取引量が少ない場合や市場が急変した場合、当該有価証券を希望する時期や価格で売却できないことがあり、基準価額の下落要因となる場合があります。



##### カントリーリスク

新興国の金融市場は先進国に比べ、安定性、流動性等の面で劣る場合があります。政治、経済、国家財政の不安定要因や法制度の変更等に対する市場感応度が大きくなる傾向があります。これに伴い、投資資産の価格が大きく変動することや投資資金の回収が困難になることがあります。

(注) 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスクや取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（流動性の極端な減少等）があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取消することがあります。
- 分配金は計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者のファンドの購入価額によっては、支払われた分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- 税制が変更されたときには、基準価額が影響を受ける場合があります。税金の取扱いにかかる関連法令・制度等は将来変更される場合があります。

## リスクの管理体制

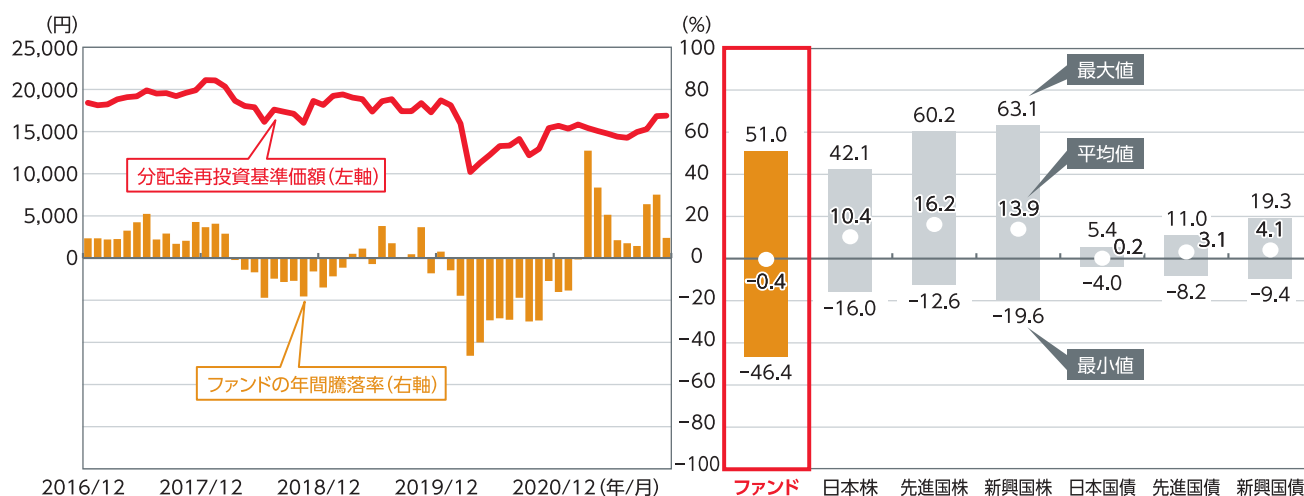
- 委託会社では、運用部門において投資対象ファンドにおける運用状況の確認および投資リスク等のフロント・モニタリングを行うとともに、投資対象ファンドの運用会社等に対して運用状況に関する定期的な報告を求めています。さらに、運用部門から独立した部署が、当ファンドの投資ガイドライン等の遵守状況等のチェックを行います。また、リスク・コンプライアンス委員会は当ファンドのリスク全般の管理を行います。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や態勢について監督します。

## 参考情報

### ■ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移 ■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンドの年間騰落率： 2016年12月～2021年11月  
分配金再投資基準価額： 2016年12月～2021年11月

ファンド： 2016年12月～2021年11月  
他の代表的な資産クラス： 2016年12月～2021年11月



※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※右のグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスについて、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示し、定量的に比較できるように作成したものです。すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

### <各資産クラスの指数>

|      |                                        |                                                                                                                                                                          |
|------|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日本株  | 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)                  | 東証株価指数 (TOPIX) は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) の商標又は標章に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が有しています。                                           |
| 先進国株 | MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円換算ベース)         | MSCI 指数 (MSCI コクサイ・インデックス、MSCI エマージング・マーケット・インデックス) は MSCI Inc.が算出している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI Inc.に帰属します。また MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。     |
| 新興国株 | MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース) |                                                                                                                                                                          |
| 日本国債 | NOMURA-BPI 国債                          | NOMURA-BPI は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。                                                                                                                  |
| 先進国債 | JP モルガン GBI グローバル (除く日本、ヘッジなし・円ベース)    | JP モルガン GBI グローバル (除く日本、ヘッジなし・円ベース)、JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド (円ベース) は J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表しているインデックスであり、著作権、知的財産権は J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。 |
| 新興国債 | JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)  |                                                                                                                                                                          |

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しています。「円換算ベース」は、米ドルベースの指数を委託会社が円換算したものです。

### 3 運用実績

2021年11月30日現在

#### ■基準価額・純資産の推移（過去10年間）



※基準価額は、信託報酬控除後の数値です。

※分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後かつ税引前分配金を全額再投資したものと計算しています。

#### ■分配の推移

(1万口当たり・税引前)

| 決算期      | 分配金    |
|----------|--------|
| 2021年11月 | 0円     |
| 2021年5月  | 0円     |
| 2020年11月 | 0円     |
| 2020年5月  | 0円     |
| 2019年11月 | 0円     |
| 設定来累計    | 8,000円 |

※分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないことがあります。

#### ■主要な資産の状況

| 組入資産                                        | 比率 (%) |
|---------------------------------------------|--------|
| イーストスプリング・インベストメンツ - インドネシア・エクイティ・ファンド クラスJ | 97.97  |
| イーストスプリング国内債券ファンド(国債)追加型I(適格機関投資家向け)        | 0.23   |
| 現金・その他                                      | 1.80   |

※比率は、純資産総額を100%として計算しています。四捨五入の関係上、合計値が100%にならないことがあります。

#### 「イーストスプリング・インベストメンツ - インドネシア・エクイティ・ファンド」の状況

##### 資産別組入状況

| 資産の種類  | 比率 (%) |
|--------|--------|
| 株式     | 99.07  |
| 現金・その他 | 0.93   |

##### 組入上位10業種

| 業種                       | 比率 (%) |
|--------------------------|--------|
| 1 銀行                     | 28.21  |
| 2 素材                     | 20.59  |
| 3 電気通信サービス               | 18.26  |
| 4 食品・飲料・タバコ              | 10.96  |
| 5 自動車・自動車部品              | 6.49   |
| 6 エネルギー                  | 5.83   |
| 7 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 3.79   |
| 8 家庭用品・パーソナル用品           | 3.32   |
| 9 不動産                    | 1.24   |
| 10 小売                    | 0.33   |

##### 組入上位10銘柄

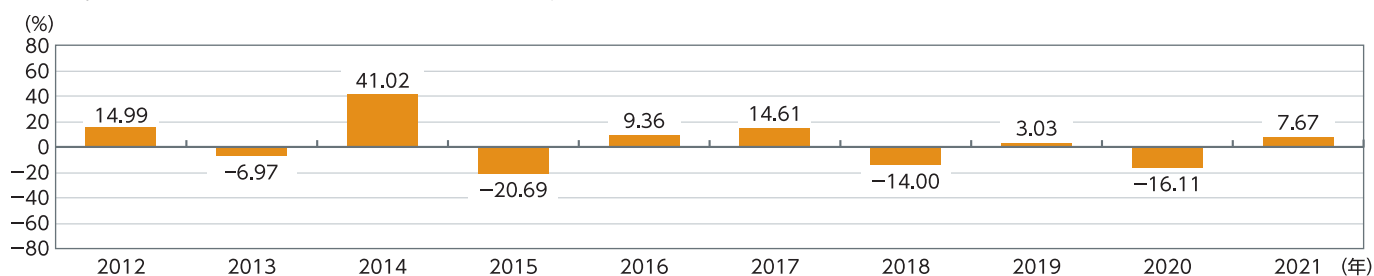
| 銘柄                                | 業種        | 比率 (%) |
|-----------------------------------|-----------|--------|
| 1 Telkom Indonesia Persero Tbk PT | 電気通信サービス  | 9.89   |
| 2 Bank Rakyat Indonesia Persero   | 銀行        | 8.72   |
| 3 Bank Central Asia Tbk PT        | 銀行        | 8.03   |
| 4 Bank Negara Indonesia Persero   | 銀行        | 6.52   |
| 5 Astra International Tbk PT      | 自動車・自動車部品 | 6.49   |
| 6 Merdeka Copper Gold Tbk         | 素材        | 5.09   |
| 7 Bank Mandiri Persero Tbk PT     | 銀行        | 4.95   |
| 8 Sarana Menara Nusantara Tbk     | 電気通信サービス  | 4.79   |
| 9 Indofood Sukses Makmur Tbk      | 食品・飲料・タバコ | 4.61   |
| 10 Semen Indonesia Persero Tbk    | 素材        | 4.02   |

※比率は、イーストスプリング・インベストメンツ - インドネシア・エクイティ・ファンドの純資産総額を100%として計算しています。

※業種区分は、原則としてMSCI/S&P GICSに準じております(一部当社判断に基づく分類を採用)。なお、GICSに関する知的財産権は、MSCI Inc.およびS&Pにあります。

#### ■年間収益率の推移

※当ファンドにはベンチマークはありません。



※年間収益率は、税引前分配金を全額再投資したものと計算しています。

※2021年は、11月末までの収益率です。

※最新の運用実績は別途、委託会社のホームページでご確認いただけます。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

## 4 手続・手数料等

### お申込メモ

|                                    |                                                                                                                         |
|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購 入 単 位                            | 販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。<br>詳細については、お申込みの販売会社にお問合せください。                                                                    |
| 購 入 価 額                            | お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。                                                                                                   |
| 購 入 代 金                            | お申込みの販売会社の定める日までにお支払いください。                                                                                              |
| 換 金 単 位                            | 販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。                                                                                                   |
| 換 金 価 額                            | 換金の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。                                                                                   |
| 換 金 代 金                            | 換金の受付日から起算して原則として6営業日目からお支払いします。                                                                                        |
| 購 入・換 金 申 込<br>受 付 不 可 日           | 営業日が以下の日のいずれかにあたる場合は、購入・換金のお申込みはできません。<br>①インドネシアの金融商品取引所の休場日または銀行休業日<br>②ルクセンブルグの金融商品取引所の休場日または銀行休業日                   |
| 申 込 締 切 時 間                        | 原則として午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込分とします。                                                                                     |
| 購 入 の 申 込 期 間                      | 2022年2月10日から2022年8月9日まで<br>※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。                                                     |
| 換 金 制 限                            | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。                                                                                  |
| 購 入・換 金 申 込 受 付<br>の 中 止 及 び 取 消 し | 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けたお申込みの受け付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。           |
| 信 託 期 間                            | 無期限（2009年11月30日設定）                                                                                                      |
| 繰 上 償 還                            | 以下のいずれかにあたる場合には、受託会社と合意のうえ、繰上償還を行うことがあります。<br>①純資産総額が30億円を下回ることとなった場合<br>②受益者のため有利であると認める場合<br>③やむを得ない事情が発生した場合         |
| 決 算 日                              | 毎年5月12日および11月12日（休業日の場合は翌営業日）                                                                                           |
| 収 益 分 配                            | 原則として年2回の決算時に収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないことがあります。<br>また、受益者と販売会社との契約によっては、税金を差引いた後、無手数料で収益分配金の再投資が可能です。 |
| 信 託 金 の 限 度 額                      | 1,500億円                                                                                                                 |
| 公 告                                | 日本経済新聞に掲載します。                                                                                                           |
| 運 用 報 告 書                          | 委託会社は、年2回の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。                                                                 |
| 課 税 関 係                            | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。<br>公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」の適用対象です。<br>益金不算入制度および配当控除の適用はありません。  |
| 基準価額の新聞掲載                          | 原則として、翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に「ネシア株」として掲載されます。                                                                          |



## ファンドの費用・税金

### <ファンドの費用>

#### 投資者が直接的に負担する費用

|         |                                                                                                                                                   |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入時手数料  | <b>3.85%（税抜 3.5%）を上限</b> として販売会社がそれぞれ別に定める率を、お申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。<br>購入時におけるファンドや関連する投資環境の説明および情報提供、購入に関する事務手続き等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。 |
| 信託財産留保額 | 換金の受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.3%</b> の率を乗じて得た額とします。                                                                                                      |

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                |                                                                                                                    |                                                 |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 運用管理費用<br>（信託報酬等） | 当ファンド①                                                                                                                                                                                                                                                         | 純資産総額に対して年率 1.463%（税抜 1.33%）<br>計算期間を通じて毎日費用として計上され、日々の基準価額に反映されます。信託財産からは毎計算期末または信託終了時に支払われます。<br>＜当ファンド①の配分＞ |                                                                                                                    | 信託報酬＝<br>運用期間中の基準価額×信託報酬率                       |
|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                | 委託会社                                                                                                           | 年率 0.605%（税抜 0.55%）                                                                                                | 委託した資金の運用の対価                                    |
|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                | 販売会社                                                                                                           | 年率 0.825%（税抜 0.75%）                                                                                                | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価 |
|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                | 受託会社                                                                                                           | 年率 0.033%（税抜 0.03%）                                                                                                | ファンドの運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価              |
|                   | 投資対象とする<br>投資信託証券②                                                                                                                                                                                                                                             | 年率 0.425%程度                                                                                                    |                                                                                                                    |                                                 |
|                   | 実質的な負担<br>（①＋②）                                                                                                                                                                                                                                                | 年率 1.888%程度（税込）                                                                                                |                                                                                                                    |                                                 |
| その他の費用・<br>手数料    | 信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、目論見書および運用報告書等の印刷費用、公告費用等）は、純資産総額に対して年率 0.10%を上限とする額が毎日計上され、日々の基準価額に反映されます。信託財産からは毎計算期末または信託終了時に支払われます。また、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等についても信託財産から支払われます。<br><br>「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示することができません。 |                                                                                                                | 監査費用：<br>監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用<br><br>売買委託手数料：<br>有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料<br><br>保管費用：<br>有価証券等の保管等のために海外銀行に支払う費用 |                                                 |

※投資者のみなさまが負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

### <税金>

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時 期              | 項 目      | 税 金                                           |
|------------------|----------|-----------------------------------------------|
| 分 配 時            | 所得税及び地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して 20.315%                |
| 換金（解約）時<br>及び償還時 | 所得税及び地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して 20.315% |

※上記は、2021年11月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

# M E M O

---

(本ページは目論見書の内容ではありません。)

